

てよいものもある。

以上あげた諸点をふまえて演者が、実際に台湾、シンガポールなどで見聞したところから、現在の姿について報告したい。

(小平市)

森 納

近世、因伯における墮胎、捨て子の悪習

江戸時代には産児制限として墮胎、間引き等の子殺しや捨て子の悪習があった。因幡、伯耆地方に於ても同じ様な風習があり、それは農山村部に多くみられ、殊に凶作、飢饉等の後に多発していた。墮胎、間引きは産婦自ら行う方法もあったが、産婆、医師、葉屋によってなされる場合もあった。この地方の医家の処方録に、断産の方、朔日丸、順血丸、流胎方として数々の処方例がみられ、口伝にも種種の方法による墮胎の方法が伝えられている。また捨て子の悪習も古くからみられた。鳥取藩としてはこれらに対する施策は藩政初期には特別に採られていない。將軍綱吉の墮胎禁止令(一六八〇)や、生類憐み令(一六八七)に引き続き幕府より墮胎、子殺し、捨て子の禁令が再三出され、また儒仏的思想から、これらは一部の上層階級や知識人の

間では罪惡視されていたが、農民の間では罪惡感もなく、公然の秘密として行われていた。

鳥取藩での通達は寛政八年十月に「子おろし候事堅く御制禁の事」として禁令を出し、困窮の村、又は子持ちの多い場合は申し出るよう通達している。藩政後期になって、文化七年四月に墮胎庄殺の禁令を強く出し、文政十三年には墮胎医師の疑いある者を追放している。それまでは不徳の悪習としていたものの、実際に処罰が嚴重には行われていなかった。むしろ急激な人口増は狭隘な因伯の地では農民の困窮から藩財政に影響する恐れがあった。そのためこれらの悪習を黙認していたふしがある。しかし天保十一年八月、更に安政四年二月には藩は強い禁令を出し、流産、子殺しを斬罪にし、産婦及びその夫、取上婆、医師も召し捕りという手段に出た。これは天保の飢饉、流行病の発生による農村人口の減少による農村の疲弊、そしてそれによる財政難を防ぐためでもあり、安政以降については世情不安による富国強兵策でもあった。

捨て子については生児でもあるので社会問題として紛争の原因にもなるため、比較的早くから対策がとられてい

た。貞享四年の生類憐みの令のなかに捨て子の項があるが、鳥取藩内の記録ではその翌年、捨て子の親探しの記録が残されており、享保十一年には捨て子をした親を一國追放、貰い子をして捨て子をした者に死罪等の強い罰則を設けている。そして捨て子の養育をその地域や特定の者にさせた。明和八年には捨て子に対する養育米を藩が支出している。また安永八年には農村荒廢の甚しい智頭部の一地域に救米、加損米等の手当てと子供の養育米を与えている。藩政後期になって疲弊した農村には、その地域の富豪者（出精人）は農民の救済や、子供の養育を自発的に、時には藩命によって行った。

文政七年、藩内の篤志家、或は大庄屋に「生育懸り」という役職を与えて墮胎防止、子供の養育の指導をさせた。文政十三年頃には医師の出産、死産届を在役人に出させている。

弘化二年頃より藩は篤志家又は宗旨庄屋に墮胎防止、幼児生育の目的で生育帳を作らせ、その地域の出生に関する事項（産婦の氏名、産児の性別、産婆、医師の名）を届出させている。安政四年には種痘回村の折に、医師、在役人にそ

の生育帳を確認させた。

また一部地域には医師や知識人によって墮胎、生児殺しの悪弊の啓蒙が行われた。中でも日野郡二部宿の足羽泰順、純享の「勸善小箋」という啓蒙書による民衆指導は特記すべきことであつた。

明治新政府になって墮胎薬禁止、墮胎禁止令が出されたが、鳥取県内で墮胎が私的に行われなくなったのは日清、日露の戦後の富国強兵策のため、官憲による酷しい取締りが行われる時代になってからである。

(鳥取県・開業)

梶原性全と中條流の腔坐薬、 その獨創性について

藏方宏昌

腔の中に薬物を挿入して治療する方法を記載した医書に、戸田旭山が著した『中條流産科全書』(宝曆元年)がある。この中の「中條流別録口伝薬方」には、

○握薬ノ方 当皈(五分) 紅花(三分) 丁子(二分) 藍玉

(二分) 良香(二分) 牡丹皮(二分) 右調合

○(六分大) 是程ニシテ絹ニ包ミ手ノ内ニ入レ置テヨ

シ

血塊古血ナドハ本味用テ後可レ指モシ下リカネバニツ
モ三ツモ入レ替テヨシ 下ル物ハ白キ物モ赤キ物モアル也

○同サシ薬ノ方 (古血下シトモ又子クサリ薬トモ云 懷胎ノ
女ニ用ユルコト勿レ)

梶榔子(五分) 粉ニシテ薄荷ノ煎ジ汁少々 丸ジテ水